

# 1 計画策定の趣旨

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、その内容を定め、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

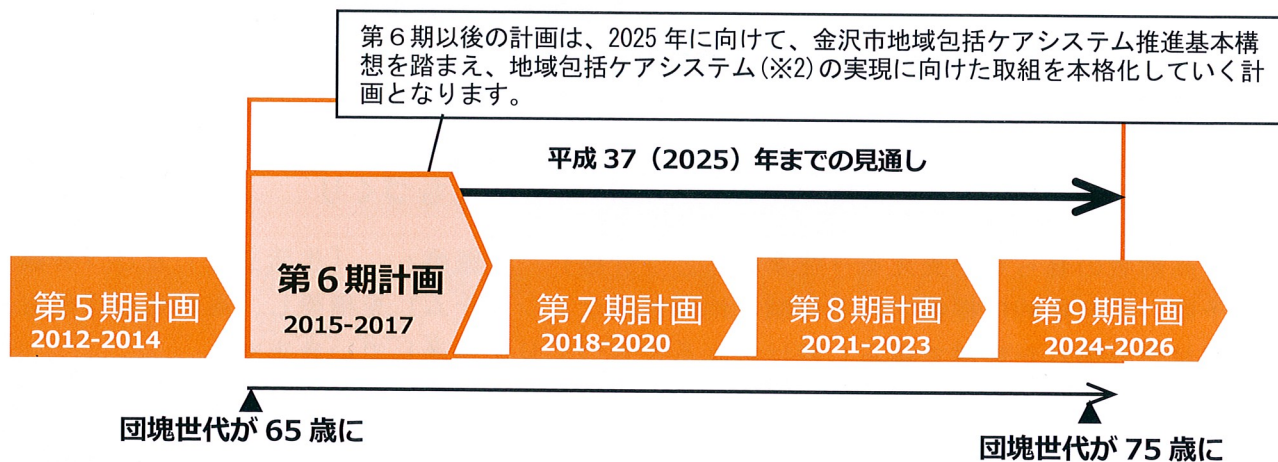
老人福祉計画は、健康な高齢者、生活支援を必要とする高齢者、介護を必要とする高齢者等の本市のすべての高齢者に関する政策全般を定めています。

介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険サービスの必要量や、地域における自立した日常生活を支援するための総合的な施策などを実施する地域支援事業の必要量などの介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事項を定めています。

このように、本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しており、健康づくり、介護予防、生活支援、介護など、高齢者の生活全体を支える事項を定めた総合計画です。

このたび、「長寿安心プラン2012」の計画期間（平成24～26年度）が満了することから、介護保険の制度改正や平成26年3月に策定した「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」（※1）の内容等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「長寿安心プラン2015」を策定するものです。

## ■ 2025年に向けての計画の推進



※1：金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想 金沢市の地域性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指し、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据えた基本的な施策のあり方を整理した構想で、平成26年3月に策定された。

※2：地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう「住まい」、「介護」、「医療」、「生活支援」及び「介護予防」が包括的に提供される体制